

川越町安全なまちづくり指針

平成 27 年 8 月

川越町「安全なまちづくり」指針

【はじめに】

近年、様々な社会環境の変化や、規範意識の低下、地域社会の連帯意識の希薄化などにより、治安環境が悪化しています。

一方、本町の犯罪情勢としては、近隣の自治体と比べると、刑法犯の発生状況は人口1,000人当たり換算の認知件数は県内トップクラスで、過去15年では増加傾向にあります。侵入窃盗や自転車盗といった誰もが日常生活の中で遭遇する犯罪の被害が後を絶ちません。また町民の被害は聞き及んでいませんが、弱い立場にある高齢者を狙った振り込め詐欺が心配されます。

また、災害に対する危機意識も高まり情報提供の声もけして小さくありません。さらに交通事故の発生件数においても大きく減少することなく、人身事故・死亡事故が発生しております。

これらの日常に潜む犯罪や交通事故を減少させ、災害に対する備えを充実し、町民が安全と安心を実感できるまちにするためには、町、町民、事業者、警察等が相互の連携を深め、円滑で効果的な協力体制づくりを推進する必要があります。

【策定の主旨】

本町では、平成22年3月に「川越町安全なまちづくり条例」を制定し、安全で安心して暮らすことのできる川越町の実現を目指しています。そのためには、町、町民、事業者、警察等が相互の連携、協働を深め、より効果的・総合的な活動に発展させることが必要不可欠です。

また、町民自らが犯罪・災害・事故の被害に遭わないようにするという意識を持ち、主体的に地域の課題解決に取り組む意識を高めることも重要です。

本指針は、川越町安全なまちづくり条例に基づき、安全で安心して暮らすことのできる川越町の実現に向け、「川越町総合計画」に沿いながら防犯・防災・交通事故防止の取組を強化するために策定するものです。

【指針の方向性】

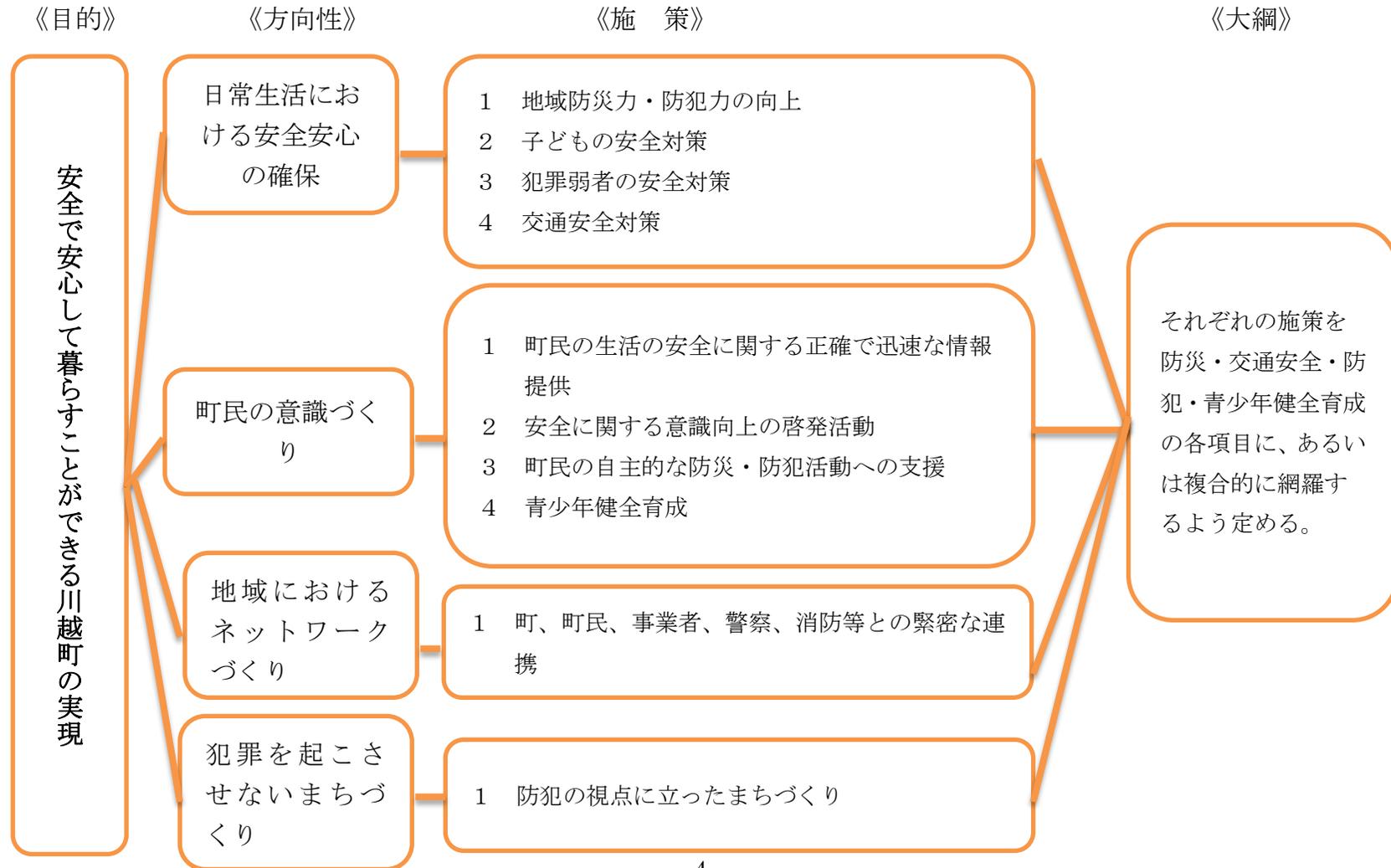
安全で安心して暮らすことのできる川越町を実現するための取組を体系的に整理し、指針の目指す方向性（防犯・防災・交通事故防止）を下記のように定めます。

- 1 日常生活における安全安心の確保
- 2 町民の意識づくり
- 3 地域におけるネットワークづくり
- 4 犯罪を起こさせないまちづくり

以上の方向性を、下記のように第6次川越町総合計画に沿いながら、施策を進めるため【安全対策の体系】を定める。
なお、犯罪を起こさせないため青少年健全育成を含め策定する。

第6次川越町総合計画				
第1編	第3章	(3) 生活環境	【川越町の将来展望】 防災対策・防犯対策・交通安全対策	
第1編	第4章	(1) 災害や犯罪の少ない安全な環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を最小限に抑える防災対策 ・犯罪の起きにくい環境づくりを進めるための防犯対策 ・歩行者の安全確保などの交通安全対策 	
第2編	第5章	(1) 施策体系 (2) 施策の方向	Ⅱ 安全で快適なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 4. 防災 5. 交通安全・防犯

【安全対策の体系】



【施策の内容】

指針の方向性に基づき、それぞれの施策を具体的に説明します。

【日常生活における安全安心の確保】

1 地域防災力・防犯力の向上のために

①防災・防犯カメラ

平成26年度実施の「防災、防犯監視カメラ設置基本計画業務委託」において津波や河川の増水、火災などを監視する防災カメラを危険箇所に、また公共施設や通学路を中心に防犯カメラを設置する計画を策定しました。特に防災カメラについては、警察・消防とオンラインで情報共有を図ります。この計画を平成27年度より順次実施し防災力・防犯力の向上を図ります。

②LEDによる防犯灯

平成24年度より防犯灯を長寿命で維持費が安価であるLED防犯灯に順次切り替えを行っております。町内全域が完成するまで後数年かかりますが、長寿命化により玉切れリスクを減らし、暗い危険箇所の発生を防ぐことによって、防犯力の向上を図ります。また、地区公民館に、太陽光パネルと連動したLED防犯灯を設置し、停電の際に灯りを確保するとともに、消防用無線や携帯電話などの充電も行えるように整備を行います。

③地域ボランティア（自主防犯隊）と事業者による地域パトロール

地域ボランティア（自主防犯隊）は1地区にて結成され、活動しています。そこで主要通学路に面している町内の事業者自主防犯隊結成の呼び掛けを行い、その結果1地域と8事業所による川越町自主防犯隊連絡会議を設置いたしました。活動は児童の通学の見守りや、防犯パトロール活動（不審者、不審車両、消防の筒先盗難、空家状況、舗装や交通安全施設の状態など）などを実施いたします。また、連絡会議より各地区地域ボランティアや事業者に対し、参加要請を行い、より一層の防犯体制の強化を図ります。

安全なまちづくりは、町や関係団体だけでなく、地域住民も協働して取り組む活動です。地域住民の方が参加しやすい環境を作るため、各地区に地域ボランティアの立上げや見守り活動への協力依頼を行い、町民参加による安全なま

ちづくりを目指します。

また、防犯パトロールに必要な防犯資機材の支援をいたします。

- ④青色回転灯を装備した庁用車を導入し、定期的なパトロールを実施できる体制を整えました。実施計画を立案し、その日程に沿って地域パトロールを確実に実施いたします。今後はパトロールの回数を増やすなど、より一層の防犯力の向上を図ります。

2 子どもの安全対策のために

①あいさつ・声かけ運動

平成23年度より「あいさつ・声かけ運動」を実施中ではありますが、生活の中での「あいさつ」を交わすことにより、地域ぐるみで子どもたちを見守る運動がさらに拡大するよう図ります。

②子ども110番の家加入促進

子ども110番が設置されてから概ね15年が経過し、登録者世帯数も約495軒となっておりますが、子どもが登下校中や地域で危険を感じた時に一時的に避難できる「子ども110番」の更なる周知と、協力家庭や事業所等の増加を図ります。

③青色回転灯を装備した庁用車による子ども見守りパトロール（以下「青パト」という。）

登下校する時間帯を中心に子どもの安全を確保するため、定期的なパトロールを実施できる体制を整えましたので、確実に実施いたします。また、より一層の防犯力の向上のために回数の増加を図ります。

④学校等における安全対策

児童・生徒の危機回避能力を高め、犯罪被害の未然防止を図る教育を充実します。また、保護者や地域住民との一層の連携を図り、児童・生徒等の安全確保に努めるとともに、学校施設等における防犯対策に取り組みます。

⑤地域住民活動

子どもの安全対策は、町や学校だけでなく、住民も担っているとの意識をもち、登下校時に玄関先で見守りを行ったり、散歩やランニングの際に見守りを行ったりなど、普段の生活の中で、できる範囲での活動を行います。この活動

は自主防犯隊サポーター隊と同様です。また、夜間外出の際には反射材付きタスキ、リストバンド等を着用するなどの安全対策実施に努めます。

⑥老人クラブ会員による啓発活動

外出時、黄色の「防犯パトロール」腕章及び帽子を着用することで、犯罪予防につなげます。

3 犯罪弱者の安全対策のために

①青少年の犯罪被害防止の推進

薬物などの犯罪や誘惑の無い、青少年が健やかに育つことができる環境づくりを推進するため、関係機関等と連携した広報・啓発に努めます。

②女性の犯罪被害防止の推進

女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止するための予防啓発を行い、関係機関と連携して被害者の安全確保、支援等を適切に行うよう努めます。

③高齢者や障がい者の犯罪被害防止啓発活動の推進

高齢者や障がいのある人が振り込め詐欺や悪質商法等の犯罪の被害者となることを未然に防止するため、関係機関と連携して、防犯意識の普及、啓発に努めます。

4 交通安全対策のために

①危険箇所を中心に交差点のカラー舗装、歩行者専用舗装（カラー舗装）、カーブミラーなどの交通安全施設等の効果的な設置を図ります。

②段差、施設の不具合、破損などに迅速に対応できるよう図ります。

③安全で円滑な地域交通を確保し、良好な市街地の形成と緊急車両等の通行を確保するために、地域と協働で町道及び狭あい道路の拡幅整備に努めます。

【町民の意識づくり】

町民の防犯意識の啓発と防犯活動を支援するために

1 町民の生活の安全に関する正確で迅速な情報提供

①安全・安心メール

平成 19 年度より実施している「きずなネット」はその配信する対象者を拡大しながら現在に至っています。今後も犯罪情報、不審者情報等の防犯に必要な情報や、その他生活の安全に必要な情報を可能な限りリアルタイムで提供できるように努めます。

②町広報やホームページ等の活用

町広報、ホームページ、ケーブルテレビ、年 2 回発行の町特集号などの広報媒体を活用することで、防犯、防災、交通安全に必要な情報を発信し、意識の向上に努めます。

③防災行政無線の活用

緊急に全町に広報すべき情報や、町民の生命に影響を与えるような場合については、防災行政無線を活用した情報提供を図ります。なお、風雨での難聴も予想されますので個別受信機の普及を図ります。

2 安全に関する意識向上の啓発活動のために

①町主体の啓発活動

- ・ 広報媒体を使った防犯、防災、交通安全に関する啓発
- ・ 各種団体の会議等の場における啓発活動
- ・ 青パトによる防犯活動の実施
- ・ 青少年育成町民会議による指導と啓発活動
- ・ 町民参加型の防犯訓練の実施
- ・ 耐震シェルター事業や家具固定事業の普及啓発

(※耐震シェルター事業の対象は、①本町の区域内にある昭和56年5月31日以前に着工された旧基準木造住宅で、階数が2階以下のもの ②木造住宅耐震診断の結果、耐震診断マニュアル等による評点が0.7未満と診断された住宅です。)

(※家具固定事業の対象は、①65歳以上の単身世帯の者 ②夫婦の合計年齢が130歳以上の高齢者のみの世帯 ③身体障害者手帳の交付を受けている障害者のみの世帯 ④療育手帳の交付を受けている知的障害者のみの世帯です。)

などを継続して実施するとともに、他の啓発方法も検討します。

②関係機関実施の啓発活動の推進

- ・交番発行の「かわらばん」での交通安全と防犯に関する啓発
- ・四日市北地区防犯協会を通じての「防犯の絆ネットワーク」による振り込め詐欺や街頭犯罪、不審者等に関する情報の提供による防犯の啓発
- ・四日市北地区交通安全協会川越支部による街頭指導と啓発活動、ミルミルウェーブ
- ・川越町交通少年団主催の小学校6年生対象の交通安全教室「自転車の正しい乗り方」講習や交通安全標語コンテストの実施及び優秀作品の看板作成
- ・三重県主催の交通安全シルバーリーダー育成研修などを活用し、啓発を行います。

3 町民の自主的な防災・防犯活動への支援のために

①自主防犯隊への防犯資機材等の支援

自主防犯隊に対し、パトロール用ベスト、ジャンパーを貸与し、地域における防犯パトロール活動を実施中であることを明示するとともに、自主防犯隊の活動を継続して支援してまいります。

4. 青少年健全育成のために

①地域社会全体で青少年の健全育成

学校、家庭、地域との連携を図り、世代を越えた人と人との係わりを通じた青少年の育成活動を実施するなど、地域

社会全体で青少年の健全育成を進めます。

【地域におけるネットワークづくり】

1 町、町民、事業者、警察、消防等との緊密な連携のために

①防犯ネットワークの充実

平成 26 年度から三重県警察が新規事業として「チャイルドガーディアンみえ推進事業」に取り組んでいます。これは少年関係ボランティアや自主防犯団体、関係機関等の連携を強化し活動の一本化と組織力の結集を図り、隙間のない子どもの安全確保活動を推進するものです。その活動に参画するよう図ります。また、「きずなネット」に登録している幼・小・中の保護者の方々にも、犯罪情報、不審者情報等の防犯に必要な情報や、その他生活の安全に必要な情報を可能な限りリアルタイムで提供できるよう努めます。自治会、PTA、自主防犯隊などの地域団体と町、警察等が協力しながら、安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯ネットワークの充実を図ります。また、自主防犯団体等を対象に町の新しい防犯施策の広報や、意見交換を行う場を設けます。

②川越町安全なまちづくり推進協議会

川越町安全なまちづくり条例に基づき、町民の代表者、関係機関（警察・消防）、関係団体等の代表者などからなる、「川越町安全なまちづくり推進協議会」により、安全で安心なまちづくりのために必要な施策の協議を行い、施策の効果的な推進を図ります。

③交通危険箇所発見のためのネットワークの推進

平成 24 年度より、3 月に小学校 PTA、両小学校代表者、四日市北地区交通安全協会川越支部、学校教育課、環境交通課にて合同で通学路の危険箇所の発見や街頭指導箇所の割り振りの協議を実施しています。この協議をより効果的に行い、結果が反映できるよう、平成 26 年度から開催時期を予算編成前に変更し、道路管理者を交えて実施しています。発見された危険箇所については、一覧を作成し、閲覧できる環境を整備し情報の共有を図ります。

④虐待防止のための対応ネットワークづくりの推進

高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待を未然に防止するとともに、虐待の早期発見・早期対応を図るため、

関係機関や団体等が緊密に連携したネットワークづくりはすでに結成され、今後は依り迅速に対応できるよう努めます。

【犯罪を起こさせないまちづくり】

1 防犯の視点に立ったまちづくりのために

①防犯灯の整備

歩行者や自転車の防犯及び交通の安全確保のため、平成 24 年度より防犯灯を長寿命で維持費が安価である LED 防犯灯に順次切り替えを行っております。適正な維持管理を図るとともに、必要箇所への設置に努めます。

②公園・道路等の防犯性の向上

犯罪を未然に防ぐために、通学路や公園をはじめとした道路、公共施設の死角を排除し、適切な維持・管理が行えるよう防犯カメラを設置し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

③駅前広場駐輪場放置自転車対策

良好な駅前広場の環境確保、歩行者等の交通障害や自転車盗難の防止のため、「川越富洲原駅駐輪場管理業務」事業を継続し適正な管理に努めます。

④空き家等の適正な管理の推進

生活環境の保全及び放火や犯罪の発生の抑止及び暴風時に家屋の一部飛散により受難しないよう、管理不全な状態にある空き家等の把握に努めるとともに、所有者等に対し改善要請等を行います。また、改善要請をスムーズに行えるよう「空家等対策の推進に関する特別措置法」に沿って執行いたします。また、希望される団体と日程調整を行い空き家問題に関する勉強会を実施し、併せて町広報等を利用して制度概要の周知を行います。

⑤暴力団排除活動の推進

川越町暴力団排除条例に基づき、町、町民等及び警察その他関係機関の連携及び協力により、暴力団排除活動を推進します。

■ 本指針による効果の確認

各施策については継続を基本としますが、犯罪発生状況や犯罪に対する町民意識を踏まえつつ、随時、重点的な取組については見直しを図ります。

【数値目標】

町総合計画において数値目標を設定しており、継続的に検証を行っているため、本指針では記載しません。

■ 用語の説明

- ・防犯の絆ネットワーク・・・警察署から防犯情報をメールで提供するものです。防犯ボランティア団体、自治体、自治会、事業所のほか地域における各種団体や協議会などの組織単位での登録となります。情報提供を受けた人が自身のネットワーク（町の場合は下記のきずなネット）を活用した情報伝達を行うことで、幅広い浸透をはかります。
- ・きずなネット・・・町が中部電力株式会社の「きずなネット」サービスを利用し、登録している幼・小・中の保護者の方々に防犯情報などをメールで提供するものです。提供する情報は、警察から防犯の絆ネットワークを利用し町へ提供される防犯情報や、園や学校における保護者向けの情報などです。
- ・ミルミルウェーブ・・・メッセージボードを上げ下げ（ウェーブ）して掲出することにより、ボードのことはドライバーが意識することで交通事故防止を図るものです。
平成元年に「マナーアップみえ」という交通安全スローガンを掲げてから、よりドライバーから目立つ形で交通安全を啓発するため、それまでばらばらで交差点に立っていたものを一ヶ所に集め、さらに手にメッセージボードをもってアピールすることが発案されました。
- ・チャイルドガーディアン事業・・・三重県警の新規事業で、子どもを犯罪被害から守るため、少年関係ボランティアや

自主防犯団体、関係機関等との連携を強化し、その活動の一体化と組織力の集結を図り、隙間のない子どもの安全確保活動を推進するものです。具体的には、警察からの不審者メール等を受信した時に、各ボランティアの方に自宅又はその周辺で子どもの見守り活動をするとともに、活動に余裕のある方には、不審者が現れた方面への見守り活動をお願いしたいというものです。